

御説明資料

2019年4月25日
資源エネルギー庁

これまでの我が国の電気事業制度改革の歩み

- 我が国の電気事業制度は、1995年度以降、発電部門における競争原理の導入や小売部門の自由化対象の順次拡大など、累次の改革を実施。

第一次制度改革（1995年）

発電部門の自由化

- ✓ 電力の卸供給を行う独立発電事業者（IPP）制度の導入と電源入札制度の創設
- ✓ 電力会社の料金メニュー多様化（選択約款の導入）等

第二次制度改革（2000年）

小売部分自由化(第1弾)

- ✓ 特別高圧需要家（大規模工場、デパート等）を対象に自由化実施
- ✓ 電力会社の料金引下げに係る規制緩和（許可制⇒届出制）等

第三次制度改革（2003年）

小売部分自由化(第2弾)

- ✓ 高圧需要家（中規模、スーパー等）を自由化対象に拡大
- ✓ 卸電力取引市場と中立機関（ESCJ）の整備
- ✓ 送配電部門の会計分離 等

第四次制度改革（2008年）

卸市場改革

- ✓ 卸電力取引活性化のための「時間前市場」の創設
- ✓ 託送料金における「ストック管理制度」の導入 等

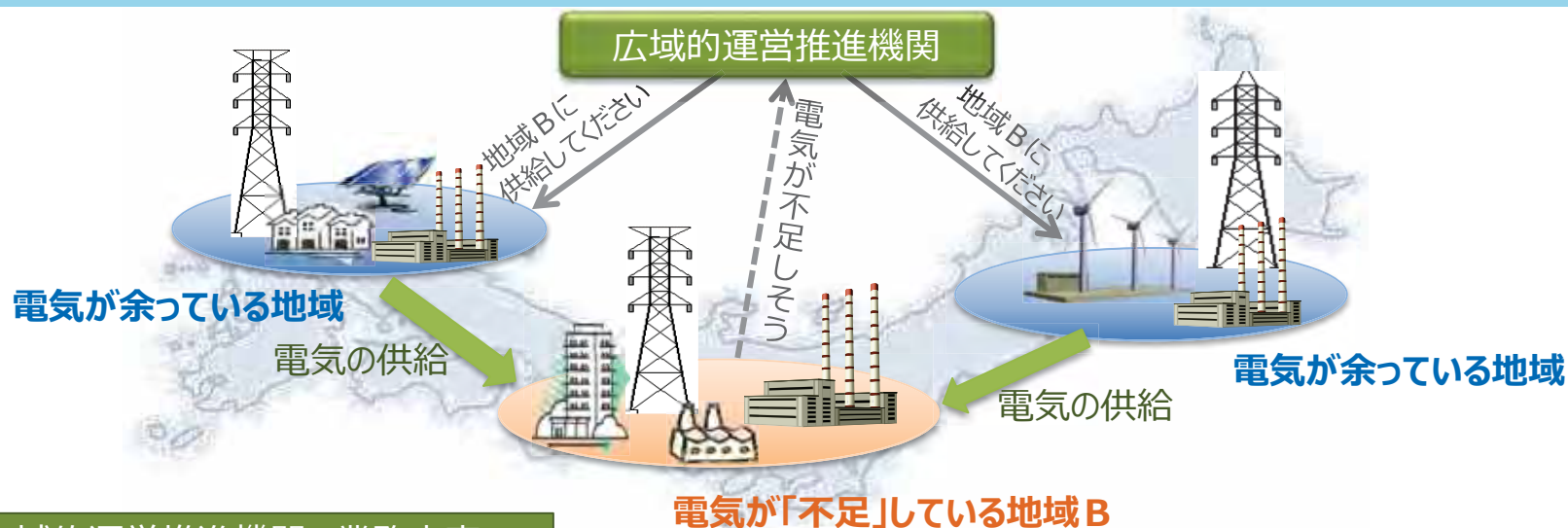
第五次制度改革（2015年）

小売全面自由化・法的分離

- ✓ 広域的運営推進機関と電力取引監視等委員会の設立
- ✓ 電気の小売全面自由化（2016年4月から）
- ✓ 送配電部門を発電・小売部門と別会社化（法的分離：2020年から）

(参考) 第1段階：広域的運営推進機関の創設（2015年4月）

- 2015年4月、第1弾の改正電気事業法に基づき、広域的運営推進機関(認可法人)を創設。同機関には、全電気事業者が加入しなければならない。
- 広域的運営推進機関を司令塔として、地域を越えた電気のやりとりを容易にし、災害時等に停電を起こりにくくする。また、全国大での需給調整機能の強化等により、出力変動の大きい電源の導入拡大等に対応する。

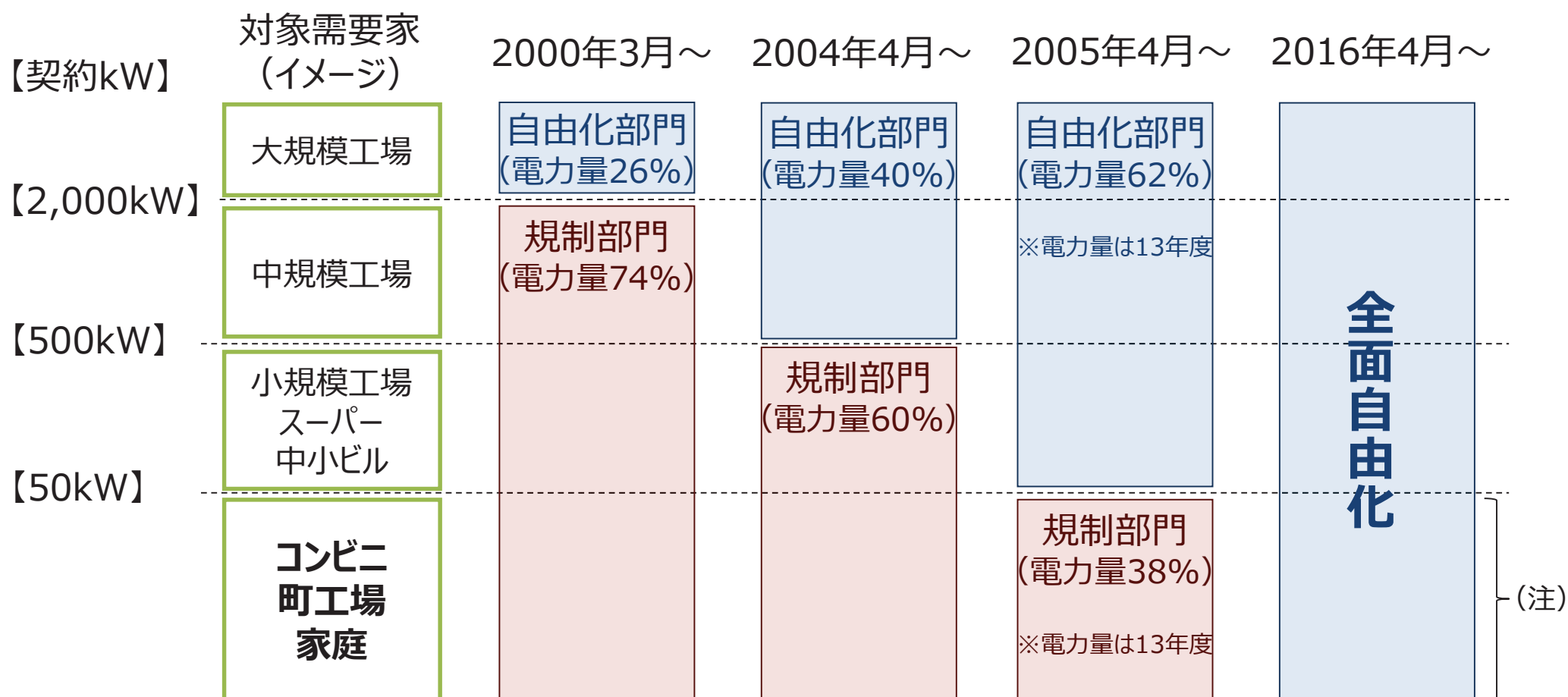


広域的運営推進機関の業務内容

- ① 災害等による需給ひっ迫時において、電源の焚き増しや電力融通を指示することで、需給調整を行う。
- ② 全国大の電力供給の計画を取りまとめ。送電網の増強やエリアを越えた全国大での系統運用等を進める。
- ③ 平常時において広域的な運用の調整を行う。（周波数調整は各エリアの送配電事業者が実施）
- ④ 新規電源の接続の受付や系統情報の公開に係る業務や、発電と送配電の協調に係るルール整備を行う。

(参考) 第2段階：電力小売の全面自由化（2016年4月）

- 2000年以降、電力小売について段階的に自由化（新規参入）を実施。
- 2016年4月からは電力小売が全面自由化され、一般家庭を含むすべての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになった。



(注) 需要家保護のため、経過措置として料金規制を残す。(需要家は、当面、規制料金も選択できる。)

電力小売全面自由化後の現状

① 低圧分野（家庭等）のスイッチング・新電力のシェアの状況（2019年1月末時点）

- 低圧分野における新電力への切替 約916万件（約15%）、大手電力の自社内切替 約543万件（約9%）
- 全体の新電力シェア 約15%、新電力シェアが3割を超える分野も（北海道エリア高圧）

② 新規参入の拡大

- 595の事業者が参入（2019年4月23日時点、自由化直後は291者）
- 業種を越えた競争（ガス・通信など異分野からの参入）や、大手電力間のエリアを越えた競争が活発に

③ 料金メニューの多様化

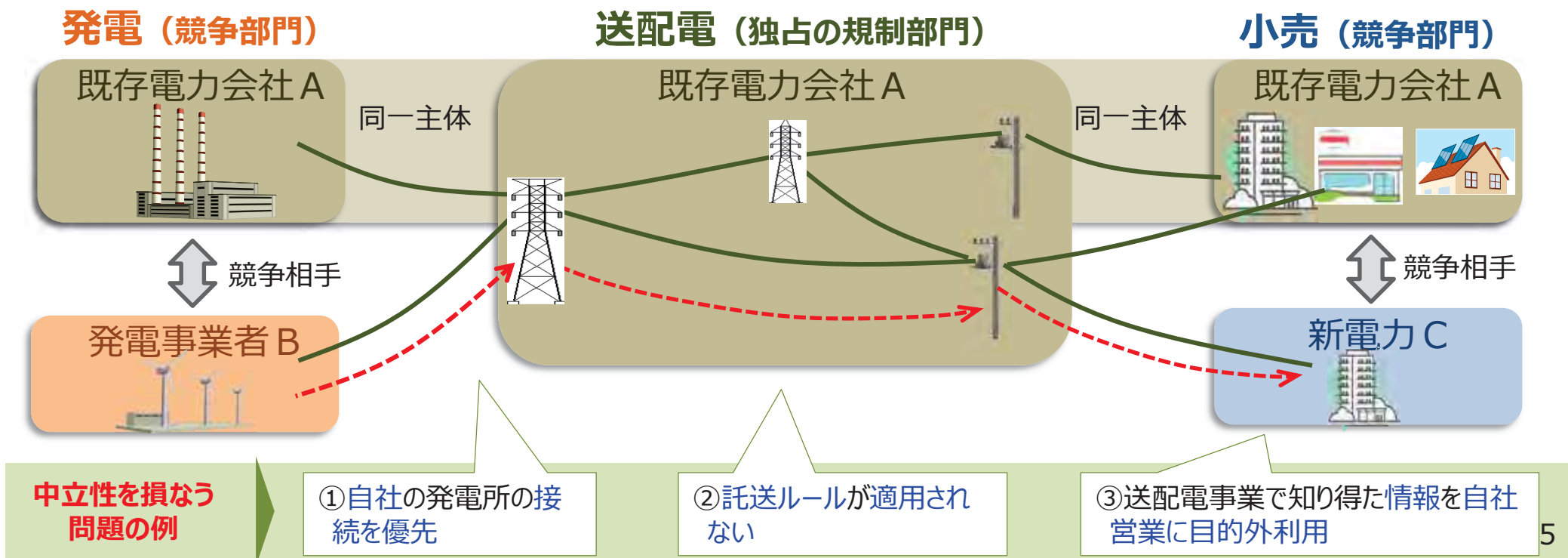
- 従来にない料金メニューの登場（セット販売、完全従量制、節電割引、特定時間無料、等）
- 自由化開始当初に比べ、メニュー数は約8倍に（168→1319）

④ 市場の動向

- スポット市場の取引量は、全需要の30%程度で推移。
（全面自由化当初は約2%）

第3段階：送配電部門の中立化（送配電分離）（2020年4月）

- 電力市場における活発な競争を実現する上では、送配電ネットワーク部門を中立化し、適正な対価（託送料金）を支払った上で、誰でも自由かつ公平・平等に送配電ネットワークを利用できるようにすることが必須。
- 現行の「会計分離」では、発電と送配電の間の社内でのやりとりが法人間の契約として明確にならず、外部からの検証が難しい、託送ルールが適用されない等の問題がある。
- このため、**2020年に送配電の「法的分離」**を行い、送配電部門の中立性を高めていく。



(参考) 各社の組織再編等に関する検討状況

- 2020年度の法的分離に向け、各社は2019年6月の株主総会で決議を得る予定。
- こうしたスケジュールも見据え、各社は分割準備会社を設立するとともに、人事や契約、営業／経理システム等の改修等に取り組んでいるところ。

会社名	分社方式	組織再編等の分社化 準備状況	準備会社の設立時期	プレスリリース	
				組織再編	分社化の方式・ スケジュール
北海道電力	発電・小売 親会社方式	2018年4月、送配電カンパニー設置	2019年4月 分割準備会社設立	済み	済み
東北電力	発電・小売 親会社方式	2018年4月、発電・販売カンパニー・送配電カンパニー設置	2019年4月 分割準備会社設立	済み	済み
東京電力	HD方式	2013年4月1日より社内カンパニー制を開始	2015年4月1日 分割準備会社設立 2016年4月1日 分社化	済み	済み
中部電力	HD方式	2016年4月、発電、電力ネットワーク、販売カンパニー設置	2019年4月 分割準備会社設立	済み	済み
北陸電力	発電・小売 親会社方式	2018年7月、社長直属の送配電事業本部を設置、各県に送配電支社を設置	2019年4月 分割準備会社設立	済み	済み
関西電力	発電・小売 親会社方式	2018年6月、送配電カンパニー設置	2019年4月 分割準備会社設立	済み	済み
中国電力	発電・小売 親会社方式	2017年10月、送配電カンパニー設置	2019年4月 分割準備会社設立	済み	済み
四国電力	発電・小売 親会社方式	2018年4月、送配電カンパニー設置	2019年4月 分割準備会社設立	済み	済み
九州電力	発電・小売 親会社方式	2017年4月、送配電カンパニー設置	2019年4月 分割準備会社設立	済み	済み
沖縄電力	対象外				
電源開発	未公表 (※)	送変電部門を他部門と切り分けて設置済み	2019年4月 分割準備会社設立	無し	未了
北部送電	対象外				

※2019年4月23日時点

電力システム改革貫徹のための政策小委員会制度検討作業部会の検討事項

1. 更なる競争活性化

(1) ベースロード電源市場

- －新電力によるベースロード電源（石炭火力、大型水力、原子力等）へのアクセスを容易にするための市場を創設するとともに、大手電力会社が保有する同電源を市場供出させることを制度的に求め、更なる競争活性化を促す。

(2) 間接オークション・間接送電権

- －地域を跨ぐ送電線（連系線）の利用ルールを、現行の先着優先から、コストの安い電源順に利用することを可能とする間接オークション方式に改めることで、広域メリットオーダーの達成と競争活性化を促す。

2. 自由化の下での公益的課題への対応

(1) 容量市場

- －卸電力取引の活性化し、再エネの導入拡大する下においても、中長期的に必要な供給力・調整力を確保するための仕組みを導入。

(2) 需給調整市場

- －調整力公募の実施を踏まえ、今後は、柔軟な調整力の調達や取引を行うことが出来る市場を創設することで、調整力の確保をより効率的にする。

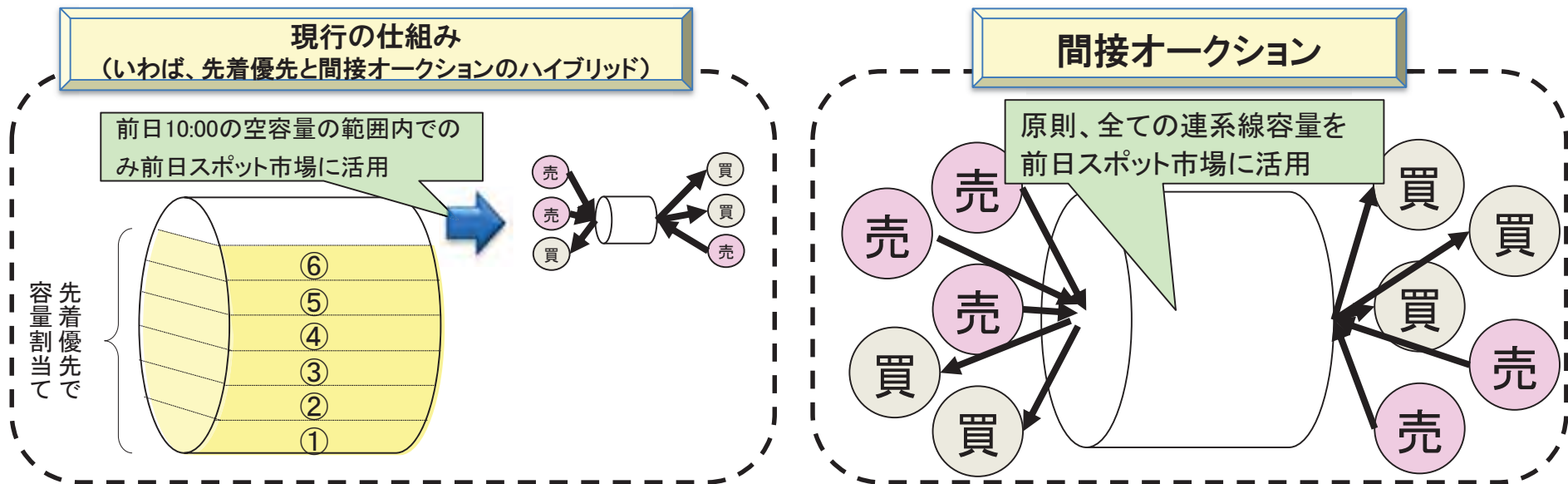
(3) 非化石価値取引市場

- －高度化法による目標（非化石電源比率44%）達成と、FITの国民負担を軽減に資するため、小売事業者が非化石価値を調達できる市場を創設。

広域メリットオーダーの実現 ~間接オークションの導入~

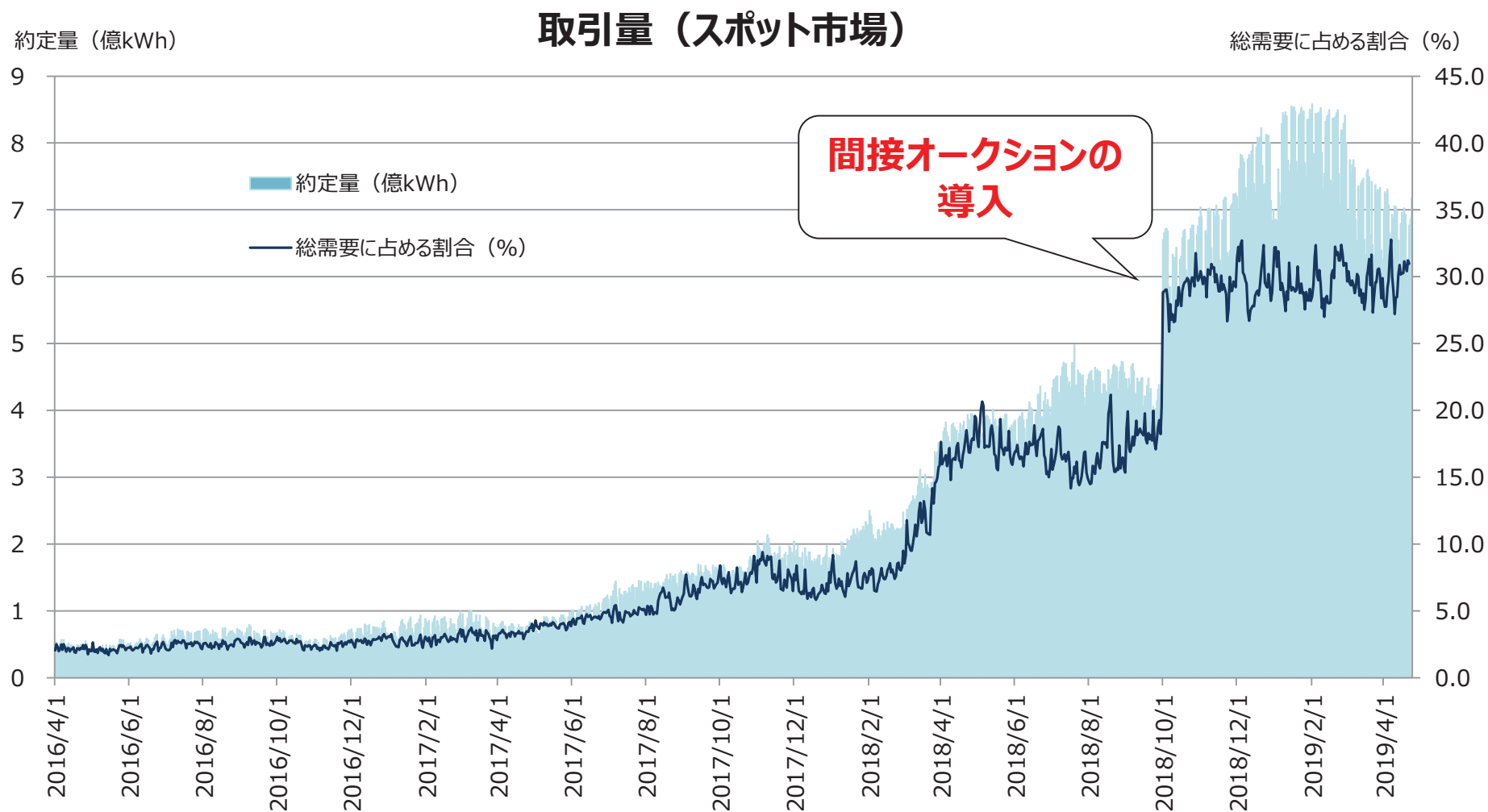
- 地域間連系線について、従来の「先着優先ルール」での運用を改め、スポット市場での入札価格が安い電源順に送電することを可能とするルール（「間接オークション」）を2018年度から導入。
- 公平な競争環境の下で連系線をより効率的に利用し、広域メリットオーダー（発電単価がより安価な電源から動かす）の達成を促す。

※事業者が卸電力市場のエリア間値差の負担リスクを軽減できるようにする仕組みとして、間接送電権の取引市場を2019年4月から開始。



スポット市場取引量の変化

- 2018年10月の間接オークションを導入とともに、スポット市場取引量は大幅に拡大。



（出所）JEPX、電力広域的運営推進機関ホームページ